

労災診療費算定基準の改定について (令和2年4月1日以降の診療に適用) 新旧対照表

1 病衣貸与料（点数の引き上げ）

(下線が改定箇所)

改定後(令和2年4月1日～)	改定前
病衣貸与料 <u>1日につき10点</u>	病衣貸与料 <u>1日につき9点</u>

2 救急医療管理加算（金額の引き上げ）

(下線が改定箇所)

改定後(令和2年4月1日～)	改定前
初診の傷病労働者について救急医療を行った場合に次の金額を算定できる。 入院 <u>6,300 円</u> 入院外 1,250 円	初診の傷病労働者について救急医療を行った場合に次の金額を算定できる。 入院 <u>6,000 円</u> 入院外 1,250 円

3 術中透視装置使用加算（対象部位拡大）

(下線が改定箇所)

改定後(令和2年4月1日～)	改定前
ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨（基節骨、中節骨、末節骨）」、「足根骨」及び「膝蓋骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。	ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨（基節骨、中節骨、末節骨）」及び「足根骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるもとする。

4 職場復帰支援・療養指導料（算定上限回数の引き上げ）

(下線が改定箇所)

改定後(令和2年4月1日～)	改定前
エ 上記ア～ウの算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ <u>4回を限度</u> （慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間）とする。	エ 上記ア～ウの算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ <u>3回を限度</u> （慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間）とする。

5 労災治療計画加算（廃止）

改定後(令和2年4月1日～)	改定前
労災治療計画加算（100点）は廃止	

【上記改定内容の詳細については 別紙 厚生労働省関連通達を参照】

P1 「労災診療費算定基準の一部改定について」(基発0331第30号 令和2年3月31日)

P16 「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」(基補発0331第1号 令和2年3月31日)

当会作成の労災診療費算定基準(令和2年4月1日診療分から)は令和2年6月中に発刊を予定しております。出来上がり次第、会員医療機関へ送付いたします。

基発 0331 第 30 号
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改定: 令和元年 9 月 20 日付け基発 0920 第 12 号。以下「算定基準」という。) をもって取り扱ってきたところであるが、本年 3 月 5 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号) 等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 4 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 算定基準の記の 1 本文中、「(最終改正: 令和元年 8 月 19 日)」を「(最終改正: 令和 2 年 3 月 5 日)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 (15) の「9 点」を「10 点」に改める。
- 3 算定基準の記の 1 (20) の「6,000 円」を「6,300 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 1 (29) のアのうち、「『大腿骨』、『下腿骨』、『上腕骨』、『前腕骨』、『手根骨』、『中手骨』、『手の種子骨』、『指骨(基節骨、中節骨、末節骨)』及び『足根骨』」を「『大腿骨』、『下腿骨』、『上腕骨』、『前腕骨』、『手根骨』、『中手骨』、『手の種子骨』、『指骨(基節骨、中節骨、末節骨)』、『足根骨』及び『膝蓋骨』」に改める。
- 5 算定基準の記の 1 (32) のエの「3 回」を「4 回」に改める。
- 6 算定基準の記の 5 中「(最終改正: 令和元年 8 月 19 日)」を「(最終改正: 令和 2 年 3 月 5 日)」に改める。
- 7 算定基準の記の 8 中「平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」を「令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」に改める。

基発第72号
昭和51年1月13日
最終改正 基発0331第30号
令和2年3月31日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費算定基準について

標記については、昭和51年1月13日付け基発第72号（最終改正：令和元年9月20日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、令和2年4月1日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号（最終改正：令和2年3月5日））の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて行うものとする。

ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。

（1）初診料 3,820円

ア 労災保険の初診料は、支給事由となる災害の発生につき算定できるものとする。したがって、既に傷病の診療を継続（当日を含む。以下同じ。）している期間中に、当該診療を継続している医療機関において、当該診療に係る事由以外の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により、初診を行った場合は、初診料を算定できるものとする。

イ 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注5のただし書に該当する場合（上記アに規定する場合を除く。）については、1,910円を算定できる。

（2）削除

（3）初診時ブラッシング料 91点

創面が異物の混入、附着等により汚染している創傷の治療に際し、生理食塩水、

蒸留水等を使用して創面のブラッシングを行った場合に算定できる。

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り（初診時）とする。

（4）再診料 1,400円

ア 一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。

イ 健保点数表（医科に限る。）の再診料の注3に該当する場合については、700円を算定できる。

（5）再診時療養指導管理料 920円

外来患者に対する再診の際に、療養上の食事、日常生活動作、機能回復訓練及びメンタルヘルスに関する指導を行った場合にその都度算定できる。

（6）入院基本料

入院の日から起算して2週間以内の期間 健保点数の1.30倍

上記以降の期間 健保点数の1.01倍

入院基本料の点数を、入院の日から起算して2週間以内の期間については、健保点数（入院患者の入院期間に応じ、加算する点数は含まない。）の1.30倍、それ以降の期間については、一律、健保点数の1.01倍（いずれも1点未満の端数は四捨五入する。）とする。

（7）四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置等の加算

四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る次の処置等の点数は、健保点数の1.5倍として算定できる（1点未満の端数は1点に切り上げる。）。

なお、手（手関節以下）、手の指に係る次のア、イの処置及びエの手術については、健保点数の2倍として算定できる。

また、次のエの手の指に係る創傷処理（筋肉に達しないもの。）については、指1本の場合は健保点数表における創傷処理の筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）の点数（以下この項において「基本点数」という。）の2倍とし、指2本の場合は指1本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指3本の場合は指2本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指4本の場合は指3本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指5本の場合は基本点数を5倍した点数とする。

ア 創傷処置、爪甲除去（麻酔を要しないもの）、穿刺排膿後薬液注入、熱傷処置、重度褥瘡処置、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置

イ 関節穿刺、粘（滑）液囊穿刺注入、ガングリオン穿刺術、ガングリオン圧碎法及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」

ウ 紋創膏固定術、鎖骨又は肋骨骨折固定術、皮膚科光線療法、鋼線等による直達牽引（2日目以降）、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」、低出力レ

一ザー照射

- エ 皮膚切開術、創傷処理、デブリードマン、筋骨格系・四肢・体幹手術及び神経
・血管の手術
- オ リハビリテーション

(8) 手指の創傷に係る機能回復指導加算 190点

手（手関節以下）及び手の指の初期治療における機能回復指導加算として、当該部位について、健保点数表における「皮膚切開術」、「創傷処理」、「デブリードマン」及び「筋骨格系・四肢・体幹」の手術を行った場合に1回に限り所定点数にさらに190点を加算できる。

(9) 削除

(10) 削除

(11) 入院室料加算

入院室料加算は、次の①及び②の要件に該当する場合に③に定める金額を算定できるものとする。

ただし、健保点数表において特定入院料として定められている点数（救命救急入院料、特定集中治療室管理料等）の算定の対象となっている傷病労働者については、入院室料加算は算定できないものであること及び②のエの要件に該当する場合は、初回入院日から7日を限度とする。

① 保険外併用療養費における特別の療養環境の提供に関する基準を満たした病室で、傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。

② 傷病労働者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、隨時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

イ 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、隨時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

ウ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。

エ 傷病労働者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの。

③ 医療機関が当該病室に係る料金として表示している金額を算定することができる。

ただし、当該表示金額が次に示す額を超える場合には次に示す額とする。

1日につき 個室	甲地 10,000円、乙地9,000円
2人部屋	甲地 5,000円、乙地4,500円
3人部屋	甲地 5,000円、乙地4,500円
4人部屋	甲地 4,000円、乙地3,600円

(12) 削除

(13) 削除

(14) ① 消炎鎮痛等処置（「湿布処置」を除く。）、腰部又は胸部固定帶固定、低出力レーザー照射、介達牽引、矯正固定及び変形機械矯正術（以下「消炎鎮痛等処置等」という。）に係る点数は、負傷にあっては受傷部位ごとに、疾病にあっては1局所（上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所とする。）ごとに、1日につきそれぞれ健保点数を算定できる。

ただし、3部位以上又は3局所以上にわたり当該処置を施した場合は、1日につき3部位又は3局所を限度とする。

なお、消炎鎮痛等処置等と疾患別リハビリテーションを同時に行つた場合は、疾患別リハビリテーションの点数と、消炎鎮痛等処置等の1部位（局所）に係る点数をそれぞれ算定できる。

② 削除

(15) 病衣貸与料 1日につき10点

入院患者に対し、医療機関が病衣を貸与した場合に算定できる。

(16) 削除

(17) 削除

(18) 療養の給付請求書取扱料 2,000円

労災保険指定医療機関等において、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（告示様式第5号又は第16号の3）」を取り扱った場合（再発を除く。）に算定できる。

(19) 固定用伸縮性包帯

固定用伸縮性包帯を特定保険医療材料とする。

算定額は、実際に医療機関が購入した価格を10円で除し、労災診療単価を乗じた額とする。

(20) 救急医療管理加算

初診の傷病労働者について救急医療を行った場合に、次の金額を算定できる。

入院	<u>6,300円</u>
入院外	1,250円

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り（初診時）とする。

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を限度に算定できるものとする。

また、健保点数表における「救急医療管理加算」と重複算定することはできない。

(21) 削除

(22) リハビリテーション

ア 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

(ア) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (II) (1単位)	125点
(ウ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(エ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) (1単位)	200点
(オ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) (1単位)	100点
(カ) 廃用症候群リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(キ) 廃用症候群リハビリテーション料 (II) (1単位)	200点
(ク) 廃用症候群リハビリテーション料 (III) (1単位)	100点
(ケ) 運動器リハビリテーション料 (I) (1単位)	190点
(コ) 運動器リハビリテーション料 (II) (1単位)	180点
(サ) 運動器リハビリテーション料 (III) (1単位)	85点
(シ) 呼吸器リハビリテーション料 (I) (1単位)	180点
(ス) 呼吸器リハビリテーション料 (II) (1単位)	85点

イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4、注5及び注6（注5及び注6は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しないものとする。

ウ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料（I）（運動器リハビリテーション料（II）を含む。）を算定すべきリハビリテーシ

ヨンを行った場合又は医療機関外において、疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）（運動器リハビリテーション（Ⅱ）を含まない。）を算定すべき訓練に関するリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。

エ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算及び初期加算については、健保点数表に準じるものとする。

(23) 削除

(24) 職業復帰訪問指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 1日につき770点

その他の疾患の場合 1日につき580点

ア 傷病労働者（入院期間が1月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者であって、就労が可能と医師が認める者。）が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士若しくは作業療法士（以下「医師等」という。）が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導（以下「訪問指導」という。）を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、入院中及び通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあっては、入院中及び通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。

イ 医師等のうち異なる職種の者2人以上が共同して又は医師等がソーシャルワーカー（社会福祉士又は精神保健福祉士に限る。以下同じ。）と一緒に訪問指導を行った場合は、380点を所定点数に加算して算定できるものとする。

ウ 精神疾患を主たる傷病とする場合にあっては、医師等に精神保健福祉士を含むものとする。

エ 訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1月以内に、医師等が上記アの傷病労働者のうち入院中の者に対し、本人の同意を得て、職業復帰を予定している事業場において特殊な器具、設備を用いた作業を行う職種への復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行い、診療録に訪問指導の日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載した場合は、訪問指導1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を所定点数に加算できるものとする。

(25) 精神科職場復帰支援加算 200点

精神科を受診中の者に、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精

精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、精神科作業療法、通院集団精神療法を実施した場合であって、当該患者のプログラムに職場復帰支援のプログラムが含まれている場合に、週に1回算定できるものとする。

(26) 石綿疾患療養管理料 225点

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。）について、診療計画に基づく受診、検査の指示又は服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理を行った場合に月2回に限り算定できるものとする。

(27) 石綿疾患労災請求指導料 450点

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。）の診断を行った上で、傷病労働者に対する石綿ばく露に関する職歴の問診を実施し、業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求の勧奨を行い、現に療養補償給付たる療養の給付請求書（告示様式第5号）又は療養補償給付たる療養の費用請求書（告示様式第7号（1））が提出された場合に、1回に限り算定できるものとする。

(28) リハビリテーション情報提供加算 200点

健保点数表の診療情報提供料が算定される場合であって、医師又は医師の指揮管理のもと理学療法士若しくは作業療法士が作成した職場復帰に向けた労災リハビリテーション実施計画書（転院までの実施結果を付記したもの又は添付したものに限る。別紙様式5）を、傷病労働者の同意を得て添付した場合に算定できるものとする。

(29) 術中透視装置使用加算 220点

ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨（基節骨、中節骨、末節骨）」、「足根骨」及び「膝蓋骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。

イ 「脊椎」の経皮的椎体形成術において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。

(30) 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯

医師の診察に基づき、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯の使用が必要と認める場合に、実際に医療機関が購入した価格を10円で除し、労災診療単価を乗じた額を算定できるものとする。

(31) 労災電子化加算 5点

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用い

た労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できるものとする。

(32) 職場復帰支援・療養指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 月1回 560点

その他の疾患の場合 月1回 420点

ア 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエについて同じ。）に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式1～4）」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に算定できるものとする。

イ 傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て、所属事業場の産業医（主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。）に対して文書をもって情報提供した場合についても算定できる。

ウ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。

エ 上記ア～ウの算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ4回を限度（慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間）とする。

オ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、傷病労働者の勤務する事業場の事業主等又は産業医から、文書又は口頭で、療養と就労の両方を継続するために治療上望ましい配慮等について、助言を得て、医師が治療計画の再評価を実施し、必要に応じ治療計画の変更を行うとともに、傷病労働者に対し、治療計画変更の必要性の有無や具体的な変更内容等について説明を行った場合に、1回につき600点を加算できるものとする。

2 前記1の労災診療単価は、12円とする。ただし、以下に係るものについては、11円50銭とする。

- (1) 国及び法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等であって、法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第5条第29号に掲げる医療保健業を行うもの

- 3 指定薬局に係る療養の給付に要する費用の算定は、前記1の厚生労働省告示別表第三調剤報酬点数表に基づき行うものとする。
- 4 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成18年3月6日厚生労働省告示第99号別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養に定める金額の1.2倍により算定するものとする。
なお、10円未満の端数については四捨五入すること。
- 5 指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成20年3月5日厚生労働省告示第67号（最終改正：令和2年3月5日）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。
- 6 法の規定による療養の費用を支給する場合の支給限度額の算定は、以上の取扱いに準じて行うものとする。
- 7 健保点数に労災診療単価を乗じて算定している項目については、改正後の健保点数により算定するものとする。
なお、薬価基準による算定についても、改正後の薬価基準によるので留意すること。
- 8 入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9-49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域（令和2年3月5日付け保医発0305第2号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙1の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち3級地から5級地）をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。
- 9 削除

労働者災害補償保険		指導管理箋			第 回目	
氏名			生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	昭和 平成	年 月 日	傷病名			
休業前の 職種			深夜勤 (有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他()	
就労に当たって必要な指導事項						
<p>1 職務内容変更の必要性 ①あり(理由:) ②なし</p> <p>2 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無) ①軽作業可 ②一般事務可 ③肉体労働の制限 ④普通勤務可 ⑤その他()</p> <p style="margin-left: 40px;">①～③の場合その期間(推定) 平成 年 月 頃まで</p> <p>3 勤務時間調整の必要性 ①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし</p> <p>*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性 ①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし ③深夜勤不可</p> <p>4 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の制限の必要性 ①あり(制限()・禁止) ②なし</p> <p>5 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性 ①あり() ②なし</p> <p>6 対人業務の制限の必要性 ①あり() ②なし</p> <p>7 その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について (例:職責の大きさ、労働密度、職場での人間関係)</p>						
就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項						
<p>1 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項</p> <p>2 今後の療養の予定 月に 回程度の診療予定</p>						
平成 年 月 日 病院又は 診療所の 医師名				所在地 名称 (印)		
<p>(注) この指導管理箋は、入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は 入院治療を伴わず通院療養を2ヵ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、 就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。</p>						

労働者災害補償保険		指導管理箋(産業医提出用)				第 回目	
氏名			生年月日	明治 大正 昭和 平成		年 月 日	男・女
休業前の職種	(深夜勤) 〔有・無〕		復帰を希望する職種	原職・事務職・その他()			
病名	(1.) (2.)						
発症(受傷)年月日 (年 月 日 ・ 不明)			初診年月日 (年 月 日)				
初診時症状	〔 〕						
入院 (年 月 日) ~ (年 月 日)							
通院 (年 月 日) ~ (年 月 日)							
病状経過 (①不变・②改善傾向・③軽快・④寛解・⑤その他())							
現在の症状	〔 〕						
現在の治療内容(薬剤の内容を含む。)に関する特記事項							
今後の治療予定 (①入院・②入院及び通院・③通院・④治療不要)							
入院 (年 月 日) ~ (年 月 日)							
通院 (年 月 日) ~ (年 月 日) 1月に 回程度							
症状固定の見込み 年 月頃							
就労に当たって勤務内容に対する意見							
1 勤務可能(条件なし)							
2 勤務可能(条件あり) [条件のある期間 平成 年 月頃まで]							
ア 職務内容の変更 不要・要							
イ 作業内容の制限 不要・要(特記事項:)							
ウ 時間外労働の禁止・軽減 不要・要(特記事項:)							
エ 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の禁止・軽減 不要・要(特記事項:)							
オ 自動車運転・危険を伴う機械操作等の制限 不要・要(特記事項:)							
カ 対人業務の制限 不要・要(特記事項:)							
キ その他勤務内容に対する意見(例:職責の大きさ、労働密度、職場での人間関係) ()							
就労に当たって必要な職場での留意点							
上記のとおり診断します。							
平成 年 月 日	所在地 _____						
	病院又は _____						
	診療所の _____						
	医師名 _____						
	印						

労働者災害補償保険		指導管理箋			第 回目
氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	昭和 年 月 日 平成	傷病名			
休業前の 職種	(深夜勤 有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他()		
就労に当たって必要な指導事項					
<p>1 職務内容変更の必要性 ①あり(理由:) ②なし</p> <p>2 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無) ①軽作業可 ②一般事務可 ③肉体労働のみ制限 ④普通勤務可 ⑤その他()</p> <p style="margin-left: 40px;">①～③の場合その期間(推定) <u>平成 年 月 頃まで</u></p> <p>3 勤務時間調整の必要性 ①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし</p> <p>*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性 ①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし ③深夜勤不可</p> <p>4 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の制限の必要性 ①あり(制限()・禁止) ②なし</p> <p>5 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性 ①あり() ②なし</p> <p>6 その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について</p>					
就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項					
<p>1 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項</p> <p style="margin-left: 40px;">()</p> <p>2 今後の療養の予定 <u>月に 回程度の診療予定</u></p>					
平成 年 月 日	<u>所在地</u> <u>病院又は</u> <u>診療所の</u> <u>医師名</u> (印)				
<p>(注) この指導管理箋は、入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は 入院治療を伴わず通院療養を2ヵ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、 就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。</p>					

労働者災害補償保険		指導管理箋(産業医提出用)			第 回目		
氏名			生年月日	明治 大正 昭和 平成		年 月 日	男・女
休業前の職種			(深夜勤) 〔有・無〕	復帰を希望する職種	原職・事務職・その他()		
病名	(1.) (2.)						
発症(受傷)年月日 (年 月 日 ・ 不明)	初診年月日 (年 月 日)						
初診時症状 []							
入院 (年 月 日) ~ (年 月 日)							
通院 (年 月 日) ~ (年 月 日)							
病状経過 (①不变・②改善傾向・③軽快・④寛解・⑤その他())							
現在の症状 []							
現在の治療内容(薬剤の内容を含む。)に関する特記事項							
今後の治療予定 (①入院・②入院及び通院・③通院・④治療不要)							
入院 (年 月 日) ~ (年 月 日)							
通院 (年 月 日) ~ (年 月 日) 1月に 回程度							
症状固定の見込み 年 月頃							
就労に当たって勤務内容に対する意見							
1 勤務可能(条件なし)							
2 勤務可能(条件あり) [条件のある期間 平成 年 月頃まで]							
ア 職務内容の変更 不要・要							
イ 作業内容の制限 不要・要(軽作業可・一般事務可・肉体労働のみ制限・普通勤務可・その他())							
ウ 時間外労働の禁止・軽減 不要・要(特記事項:)							
エ 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の禁止・軽減 不要・要(特記事項:)							
オ 自動車運転・危険を伴う機械操作等の制限 不要・要(特記事項:)							
カ その他勤務内容に対する意見 ()							
就労に当たって必要な職場での留意点							
上記のとおり診断します。							
平成 年 月 日	所在地 _____						
	病院又は _____						
	診療所の _____						
	医師名 _____						
	印						

別紙様式5

労災リハビリテーション実施計画書

患者氏名	男・女			年生 (歳)	計画評価実施日 年 月 日
リハ担当医		PT	OT	ST	
原因疾患(発症・受傷日)			合併疾患・コントロール状態(高血圧、心疾患、糖尿病等)		

評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的な内容を記入)									
心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害:(3-3-9:)) <input type="checkbox"/> 認知症: <input type="checkbox"/> 中枢性麻痺 (ステージ・グレード)右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: <input type="checkbox"/> 筋力低下(部位、MMT:)					<input type="checkbox"/> 失行・失認: <input type="checkbox"/> 音声・発話障害(□構音障害、□失語症:種類) <input type="checkbox"/> 摂食機能障害: <input type="checkbox"/> 排泄機能障害: <input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 起立性低血圧:			
	基立位保持(装具:)	<input type="checkbox"/>	手放し、口つかまり、口不可	平行棒内歩行(装具:)	<input type="checkbox"/>	独立、一部介助、口非実施	本動訓練室内歩行(装具:)	<input type="checkbox"/>	独立、一部介助、口非実施

	自立度 ADL・ASL等	日常生活(病棟)実行状況:「している活動」						訓練時能力:「できる活動」						
		自立	監視	一部介助	全介助	実施	使用用具 杖・装具	姿勢・実行場所 介助内容	等	自立	監視	一部介助	全介助	実施
活動	屋外歩行													
	病棟トイレへの歩行													
	病棟トイレへの車椅子駆動													
	車椅子・ベッド間移乗													
	椅子座位保持													
	ベッド起き上がり													
	排尿(昼)													
	排尿(夜)													
	食事													
	整容													
更衣														
装具・靴の着脱														
入浴														
コミュニケーション														
活動度	日中臥床:□無、□有(時間帯: 日中座位:□椅子、□車椅子、□ベッド上、□キヤッヂアップ)										理由()			

参加	職業(□無職、□病欠中、□休職中、□発症後退職、□退職予定) これまでの職種・業種・仕事内容: これまでの通勤方法: 復職希望 □現職復帰 □転職 □その他: 経済状況:	社会参加(内容・頻度等、発症前状況を含む。)

目標	復職 □現職復帰 □転職 □不可 □その他: 仕事内容の変更 □無 □有: 通勤方法の変更 □無 □有: 職場復帰に向けた目標:	本人の希望
		家族の希望
方針	リハビリテーション終了の目安・時期	

具体的アプローチ					
----------	--	--	--	--	--

本人・家族への説明 年 月 日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------------	-------	-------	--------

(記入上の留意点)

- 「評価項目・内容」の「参加」欄の「これまでの職種・業種・仕事内容」、「これまでの通勤方法」、「復職希望」を記入すること。
- 「目標」欄には、傷病労働者のこれまでの仕事内容、これまでの通勤方法、復職希望等を踏まえ、仕事内容及び通勤方法の変更の必要性を判断し、「職場復帰に向けた目標」を設定の上、記入すること。
- 「具体的アプローチ」欄には、傷病労働者の「職場復帰に向けた目標」を踏まえ、業務内容・通勤方法等を考慮したアプローチ(キーボードの打鍵やバスへの乗車等)を記入すること。

基補発 0331 第 1 号
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
補 償 課 長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 30 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 病衣貸与料

算定基準に定められている病衣貸与料と医療機関で定める病衣貸与に係る料金との差額を解消するため、点数の引き上げを行ったものであること。

2 救急医療管理加算

今般の診療報酬の改定により救急医療管理加算の診療報酬点数が引き上げられたため、労災診療費の取扱いについても救急医療管理加算（入院）について料金の引き上げを行ったものであること。

3 術中透視装置使用加算

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に膝蓋骨を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

4 労災電子化加算

措置期間を令和 4 年 3 月診療分まで延長すること。

5 職場復帰支援・療養指導料

今般の診療報酬の改定による療養・就労両立支援指導料の拡充に伴い、労災診療費の取扱いについては、算定上限回数を 3 回から 4 回に引き上げるものであること。

なお、慢性的な疾病を主病とする者で現に就労している者についての取扱いは、従前のとおり医師が必要と認める期間とする。

6 労災治療計画加算

平成 10 年 5 月 29 日付け補償課長事務連絡第 15 号により定められた労災治療計画加算については、廃止としたものであること。